パインブリッジ・ グローバル・テクノロジー・ インフラ・ファンド (3ヵ月決算型)

愛称: 未来インフラ(3ヵ月決算型)

追加型投信/内外/資産複合

投資信託説明書(請求目論見書) 2025 年 3 月 15 日

この目論見書により行う「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド(3ヵ月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月14日に関東財務局長に提出しており、2025年3月15日にその届出の効力が生じております。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド (3ヵ月決算型)」は、主として日本を含む世界各国の取引所に上場されているテクノロジー・インフラに関連する REIT および株式を主要投資対象としていますので、組入れた有価証券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド (3ヵ月決算型)」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白勢 菊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JA ビル

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド(3ヵ月決算型)」 投資信託説明書(請求目論見書) 目次

第一部	証券情報	 1
第二部	ファンド情報	 4
第 1	ファンドの状況	 4
1	ファンドの性格	 4
2	投資方針	 10
3	投資リスク	 21
4	手数料等及び税金	 25
5	運用状況	 29
第2	管理及び運営	 38
1	申込(販売)手続等	 38
2	換金(解約)手続等	 38
3	資産管理等の概要	 39
4	受益者の権利等	 43
第3	ファンドの経理状況	 45
1	財務諸表	 48
2	ファンドの現況	 65
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	 65
第三部	委託会社等の情報	 67
第 1	委託会社等の概況	 67
1	委託会社等の概況	 67
2	事業の内容及び営業の概況	 68
3	委託会社等の経理状況	 69
4	利害関係人との取引制限	 109
5	その他	 109

(添付) 信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド (3ヵ月決算型) (以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

※愛称として「未来インフラ(3ヵ月決算型)」という名称を使用する場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

※前記金額には申込手数料(当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

※基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%(税抜3.5%)の率を乗じて得た額を上限として、販

売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年3月15日(土)から2026年3月13日(金)まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、取得申込の受付を行いません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(以下「販売会社」ということがあります。)については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受 託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関:株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①受益権の取得申込は、販売会社において、原則として、申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、取得申込の受付を行いません。取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

- ②運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことができます。
- ③取得申込者(すでに取引口座をお持ちの方を除きます。)は、販売会社において取引口座を開設の うえ、取得申込を行うものとします。
- ④収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と、収益分配金を税引後に自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。取得申込時にいずれかのコースをご選択ください。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。分配金再投資コースをお申込みの場合は、累積投資約款に基づく収益分配金の再投資に関する契約(以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。)を、販売会社との間で締結していただきます。(販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連する不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)および株式を実質的な主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
		株 式
単位型投信	国内	債 券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信	内外	その他資産 ()
		資産複合

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を含む) 日本	7-211	あり
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	()
公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	欧州アジア		
クレジット属性() 不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア中南米	ファンド・	
その他資産(投資信託証券 (資産複合))	日々	アフリカ	オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東(中東) エマージング		

⁽注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産 とともに運用されるファンド
- ・内外・・・目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源 泉とする旨の記載があるもの
- ・資産複合・・・目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とす る旨の記載があるもの

属性区分の定義

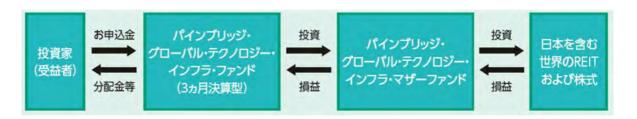
- ・その他資産(投資信託証券(資産複合))・・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券 への投資を通じて、実質的に複数の資産に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年4回・・・目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
- ・グローバル (日本を含む)・・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
 - ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。
 - ※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

③ファンドの特色

- 1. パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) への投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。) テクノロジー・インフラに関連するREITおよび株式を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。
 - ※テクノロジー・インフラとは、データセンター、通信タワー、e コマース関連施設、テクノロジー関連施設等を指します。
 - ●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

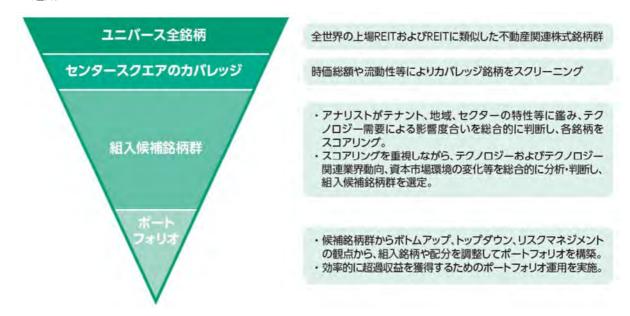
受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資 することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組 みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

- 2. マザーファンドの運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エル エルシー (CenterSquare Investment Management LLC) に運用に関する権限の一部を委託します。
 - ●センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、不動産やインフラ分野に特化した米国の運用会社です。

≪運用プロセス≫



※運用プロセス等は、今後変更となる場合があります。

- 3. 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4. 年4回(3、6、9、12月の各15日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。
 - ●分配金決定のプロセス

原則として、決算日の前営業日時点の基準価額を参照し、10,500円以上となっている場合には その超過額を分配することを目指します。なお、市況動向や運用状況等によりこのような運用 ができない場合があります。

- ※分配対象額(分配可能原資)は運用状況等により変動しますので、あらかじめ一定の分配を お約束するものではなく、分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断で分配を行わない ことや、分配金額を変更することがあります。
- ※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

≪テクノロジー・インフラについて≫



①データセンター

大量のデータを保管し、高速に処理する サーバーやネットワーク機器を設置・運用 する施設

多くの企業は、自社ではなく、先進的なデータ センターを活用して、サーバーやネットワーク を利用

②eコマース関連施設

多種多様な商品を、高頻度で配送する ための高効率な物流施設

従来型の単純な倉庫ではなく、ロボット等 多くの先進機器を配し、急拡大するeコマース に対応

③通信タワー

あらゆるものをインターネットにつなぐ 電波を送受信する基地局などを設置

IoTやモバイル端末の普及を背景とする 無線通信の大容量化・高速化に対応

④信託金の限度額

5,000億円を上限とします。

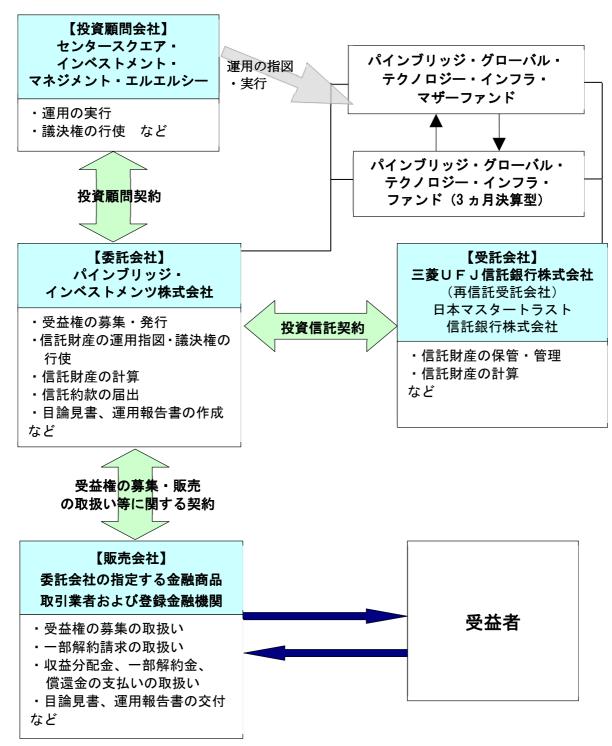
(2) 【ファンドの沿革】

2020年1月10日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2023年9月15日 ファンドの信託期間延長(「2030年1月31日 (木) まで」から「2048年12月30日 (水) まで」に変更。)

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、 信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集およ び換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約 で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い 等が規定されています。

・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間 に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告 内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円 (2025年1月末日現在)
- ・会社の沿革
 - 1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式 会社設立。
 - 1987年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
 - 1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
 - 2001年 7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社(AIG投信投資顧問株式会社)に商号変更。
 - 2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
 - 2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
 - 2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
 - 2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク (AIG日本証券会社) との事業統合。

2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況 (2025年1月末日現在)

株主	名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge In Holdings Sing Private Limit	gapore Ocean F	lyer Quay, #10-01 Financial Centre, ore 049315	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

主として日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連する不動産投資信託証券(REIT)および株式を実質的な主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。

②投資対象

「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド」を主要投資対象とします。

③投資熊度

- 1. マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連するREITおよび株式を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。
- 2. マザーファンドの運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (CenterSquare Investment Management LLC) に運用に関する権限の一部を委託します。
- 3. 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託 約款第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - ニ. 金銭債権(イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド」のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図し

ます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

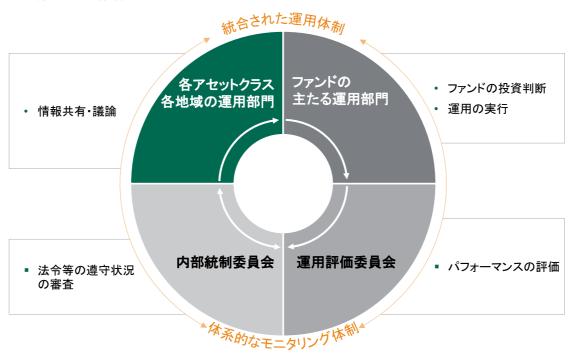
なお、前記1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資

法人債券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. (新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの
- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指 図ができます。

(3)【運用体制】

①委託会社の運用体制



1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門(9名)の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

各アセットクラスごと、アセットクラス間、各地域の定例会議 債券 株式 金利・マクロ 為替 テーマ・セクター オルタナティブ

月次運用会議

各アセットクラスの主要メンバーにより組織

- アセットクラス間、運用メンバー間での情報共有、議論
- 経済環境、市場環境、投資リスク、各アセットクラスの投資戦略、タイムリーな運用 テーマに関する情報共有、議論

統合された運用体制

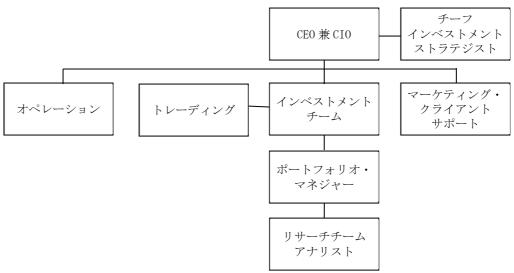
各運用チーム内および各地域、各アセットクラス間での意見・情報を 踏まえ、各戦略の運用担当者が具体的な投資判断を行う

- 2. パフォーマンス評価とリスク管理
 - ・運用業務部(7名)において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
 - ・法務コンプライアンス部(4名)において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する 監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
 - ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審 査が行われます。
 - ・流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- 3. ファンドの関係法人に対する管理体制
 - ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。 また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
 - ・ファンドの運用の指図に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。
- 4. 当ファンドの運用担当者に係る事項
 - ・センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー REIT運用チーム 運用担当者:2名、平均運用経験年数:28年(2024年9月末現在)
 - ※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。
 - ※前記の運用体制等は2025年1月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

②マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの運用に関する権限の一部の委託先であるセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (CenterSquare Investment Management LLC) の運用体制は次の通りです。

- 1. チームアプローチを採用しており、個々の銘柄売買やウェイトなどは各担当リサーチアナリストが推奨を行っています。担当ポートフォリオ・マネジャーは最終運用責任者となっており、セクターアロケーションや個別銘柄選択の最終運用決定をしています。
- 2. 運用チーム内において担当アナリストが投資ユニバース内の担当銘柄の分析を行います。トップダウン・アプローチによる投資環境の分析に加え、ボトムアップ・アプローチの徹底した銘柄調査を行っており、定性面での分析に加え、相対割安度を算出する社内独自の定量分析も活用し、投資妙味の高い銘柄発掘に努めています。またトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチに加え、収益とリスクのバランスを図るため多岐に渡るリスク管理項目を加味し、効率性の高いポートフォリオを構築します。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

(4)【分配方針】

- ①年4回の決算時(3、6、9、12月の各15日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として、以下の方針に基づいて分配を行います。
 - 1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)の全額とします。
 - 2. 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。原則として、基準価額が一定水準以上となる場合には、その超過額を分配することを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用

を行います。

- ②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、 繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することが できます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができ ます。
 - 3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

- 1. 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して 5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益 者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を 除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払 前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者 とします。)に支払います。
- 2. 前記1. の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3. 前記1. に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
- 4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会 社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等 に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5)【投資制限】

<信託約款に定める投資制限>

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託

財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑧投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている 株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予 約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会 社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ り行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1) の信用取引の指図は、次の1.~6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに信 託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5. に定めるも のを除きます。) の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図

1)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回

避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象 有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに 受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金 および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかか る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象③に掲げる金融商品で運用している額 の範囲とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と 類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象③に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象③に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

①特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる 場合には、制約されることがあります。

(2)外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。 以下同じ。) の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすること ができます。
- 2) 前記1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記2) においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属すると みなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の 純資産総額にかかる為替の買予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファ ンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に 属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額にかかる為替の売 予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 前記2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

③資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日 から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ る場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合 計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額 の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により 算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<法令等による投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる 変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な 方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取 引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券 売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(ご参考) パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連するREITおよび株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連するREITおよび株式を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (CenterSquare Investment Management LLC) に運用に関する権限の一部を委託します。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産 総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は、信託約款規定の範囲で行います。
- ⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により 算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連する REIT および株式に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

①価格変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象であるREITおよび株式の価格は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

②為替変動リスク

当ファンドは外貨建のREITおよび株式を実質的な主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

組入有価証券等の発行体の財務状況の悪化等の理由による価格の下落、配当の支払不能または倒産 等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、市場の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、基準価額が下落することがあります。

⑤REIT 固有の投資リスク

- ・REITの投資対象が主に賃貸不動産であり、景気動向や不動産市況等が保有不動産の入居率、賃貸料等に影響し、REITの収益に影響を与え資産価値の下落をもたらすことがあります。
- ・金利変動による相対価値の変化および不動産価値の変化ならびに不動産開発にかかる資金調達 コストの変化等の影響を受けます。
- ・不動産等にかかる法制度(税制、建築規制等)の変更が不動産価値および賃貸収入等の低下をも たらした場合には、その影響を受けます。
- ・テロ活動・自然災害等による不測の事態が発生し、不動産価値および賃貸収入等の低下をもたら した場合には、その影響を受けます。

⑥特定の業種・テーマへの集中投資リスク

当ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンド

の基準価額の動きが大きく異なることがあります。

⑦その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手 方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却(先物取引については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。また、大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。

5. 資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6. 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が20億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

8. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間における

ファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、 収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、 収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少に つながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、 当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

- ①委託会社におけるリスク管理体制
 - 1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。 また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行う とともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制

リスク管理体制は運用チームにおけるリスク管理に加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

・運用チームにおけるリスク管理

様々なリスク管理指標や運用実績の要因分析を用いてリスクの低減を図っています。週次でリスクレポートを出力し、社内においてリスクに見合ったリターンがでているか分析し、必要に応じて運用チームにおいて個別銘柄の推奨に反映させたり、ポートフォリオの見直しを行います。

・ポートフォリオレビューミーティング

ファンドの運用計画の審議、運用実績の評価、運用に関する法令及び内部規則の順守状況の 確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会
 - コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、法令遵守・リスク管理に必要な内部管理体制を確保します。
- ・コンプライアンス・オフィサー
 - コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙に努めます。
- ・外部監査機関による監査

上記に加えて、外部監査機関による、AIMR基準でのパフォーマンス・コンプライアンス監査を行っています。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

<参考情報>

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2020年2月~2025年1月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※当ファンドは2020年1月10日設定のため、当ファンドの年間騰落率および平均値・最大値・最小値は2021年1月~2025年1月の値を記載しています。
- ※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。
 - ●各資産クラスの指数
 - 日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み
 - 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
 - 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
 - 日本国債:NOMURA-BPI国債
 - 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 - 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)
 - ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X 」という。)の知的 財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、J P X が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券 指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%(税抜3.5%)の率を乗じて得た額を 上限として、販売会社が独自に定めるものとします。(申込手数料は当該手数料にかかる消費税およ び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)詳しくは、販 売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.738%(税抜年1.58%)の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。(信託報酬は当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。)

信託報酬	1.738%(税抜1.58%)
(委託会社)	0.979%(税抜0.89%)
(販売会社)	0.715%(税抜0.65%)
(受託会社)	0.044%(税抜0.04%)

委託会社の受取る信託報酬には、マザーファンドの運用の権限の一部を委託する投資顧問会社への 報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料等が含まれます。 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

なお、マザーファンドの運用にかかる権限の委託先への報酬は、信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た額とし、マザーファンドの毎決算期末または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託 した資金の運用等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内での ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行等の対価です。

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。また、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、信託財産から支払うことができます。なお、委託会社は、当該信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.11%(税抜年0.1%)相当額を上限として、当ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、年率0.11%(税抜年0.1%)を上限としてこれを変更することができます。当該諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産から支払われます。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産から支払われます。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託 財産から支払われます。
- ④信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、 当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
 - ※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。
 - ※売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。 監査費用は、監査法人に支払われる当ファンドの監査費用です。印刷等費用は、印刷業者等に支払う法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・届出・交付に係る費用です。

前記(1)から(4)の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が 源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

- ※原則として、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

注1 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が 追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注2 元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受取る際、

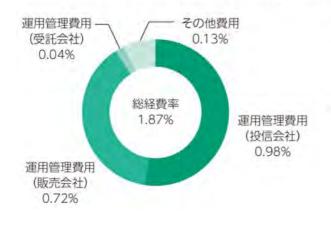
- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の 個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回 る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分 配金)を控除した額が普通分配金となります。

前記は2025年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2024年6月18日~2024年12月16日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。



- ※当期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、 募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除き ます。)を期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口 当たり)を乗じた数で除しています。
- ※各比率は、年率換算した値です。
- ※総経費率については運用報告書にも記載しています。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2025年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1, 202, 457, 288	98. 65
現金・預金・その他の	つ資産 (負債控除後)	16, 497, 929	1.35
合計(純資	資産総額)	1, 218, 955, 217	100.00

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄(2025年1月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	信託受	パインブリッジ・グローバル・ テクノロジー・インフラ・ マザーファンド	560, 952, 271	2. 1873	1, 227, 026, 748	2. 1436	1, 202, 457, 288	98. 65

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

2. 種類別投資比率(2025年1月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98. 65
合計	98. 65

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資	産総額(円)	基準価	額(円)
第1特定期間末	(分配付)	1, 004, 119, 784	(分配付)	10, 214
(2020年 6月15日)	(分配落)	1, 004, 119, 784	(分配落)	10, 214
第2特定期間末	(分配付)	1, 524, 108, 765	(分配付)	10, 188
(2020年12月15日)	(分配落)	1, 508, 490, 112	(分配落)	10, 098
第3特定期間末	(分配付)	1, 361, 503, 505	(分配付)	12, 563
(2021年 6月15日)	(分配落)	1, 149, 096, 215	(分配落)	10,603
第4特定期間末	(分配付)	2, 541, 014, 126	(分配付)	11, 351
(2021年12月15日)	(分配落)	2, 336, 551, 932	(分配落)	10, 401
第5特定期間末	(分配付)	1, 960, 395, 911	(分配付)	9, 550
(2022年 6月15日)	(分配落)	1, 960, 395, 911	(分配落)	9, 550
第6特定期間末	(分配付)	1, 734, 577, 520	(分配付)	9, 408
(2022年12月15日)	(分配落)	1, 732, 642, 030	(分配落)	9, 398
第7特定期間末	(分配付)	1, 588, 041, 660	(分配付)	9, 615
(2023年 6月15日)	(分配落)	1, 588, 041, 660	(分配落)	9, 615
第8特定期間末	(分配付)	1, 419, 328, 958	(分配付)	10, 523
(2023年12月15日)	(分配落)	1, 419, 328, 958	(分配落)	10, 523
第9特定期間末	(分配付)	1, 140, 231, 791	(分配付)	10, 892
(2024年 6月17日)	(分配落)	1, 098, 659, 051	(分配落)	10, 502
第10特定期間末	(分配付)	1, 243, 388, 335	(分配付)	10, 805
(2024年12月16日)	(分配落)	1, 213, 710, 436	(分配落)	10, 525
2024年 1月末日		1, 280, 836, 021		10, 510
2月末日		1, 258, 664, 302		10, 569
3月末日		1, 208, 745, 911		10, 803
4月末日		1, 138, 782, 698		10, 394
5月末日		1, 124, 487, 781		10, 661
6月末日		1, 095, 890, 302		10, 635
7月末日		1, 076, 823, 519		10, 776
8月末日		1, 049, 924, 870		10, 552
9月末日		1, 081, 590, 065		10, 638
10月末日		1, 142, 814, 103		11, 125
11月末日		1, 257, 393, 086		10, 885
12月末日		1, 222, 246, 628		10, 419
2025年 1月末日		1, 218, 955, 217		10, 282

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金	
第1特定期間	自 2020年 1月10日	0円	
第1 付足朔间	至 2020年 6月15日	013	
第2特定期間	自 2020年 6月16日	90円	
242447年2月1月	至 2020年12月15日	3011	
第3特定期間	自 2020年12月16日	1,960円	
2010亿洲间	至 2021年 6月15日	1, 300 1	
第4特定期間	自 2021年 6月16日	950円	
A7410 (C 39)[11]	至 2021年12月15日	300[1	
第5特定期間	自 2021年12月16日	0円	
310-101 VC 3311H1	至 2022年 6月15日	01.1	
第6特定期間	自 2022年 6月16日	10円	
NIONI VENITHI	至 2022年12月15日	1011	
第7特定期間	自 2022年12月16日	0円	
No. 14 VENNIHI	至 2023年 6月15日	011	
第8特定期間	自 2023年 6月16日	0円	
NACHI VENITHI	至 2023年12月15日	011	
第9特定期間	自 2023年12月16日	390円	
W10.01 VC W11b1	至 2024年 6月17日	22011	
第10特定期間	自 2024年 6月18日	280円	
2410小八万刹1时	至 2024年12月16日	2001 1	

③【収益率の推移】

	期間	収益率
第1特定期間	自 2020年 1月10日	2.1%
先1付足朔间	至 2020年 6月15日	2.170
第2特定期間	自 2020年 6月16日	△0. 3%
7747年朔间	至 2020年12月15日	△0.370
第3特定期間	自 2020年12月16日	24.4%
另3行足朔间	至 2021年 6月15日	24.470
第4特定期間	自 2021年 6月16日	7.1%
为4位/C%][时	至 2021年12月15日	7.170
第5特定期間	自 2021年12月16日	△8.2%
2010年9月日	至 2022年 6月15日	△6.270
第6特定期間	自 2022年 6月16日	△1.5%
27040 (广沙][时	至 2022年12月15日	△1. 0 / 0
第7特定期間	自 2022年12月16日	2.3%
为1的之 <u>刻</u> 间	至 2023年 6月15日	2. 5 /0
第8特定期間	自 2023年 6月16日	9.4%
N1040 VE381161	至 2023年12月15日	3. 470
第9特定期間	自 2023年12月16日	3.5%
初が下端順	至 2024年 6月17日	3. 0 /0
第10特定期間	自 2024年 6月18日	2.9%
弗10特定期间	至 2024年12月16日	2. 970

⁽注)収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配 落基準価額の代わりに当初元本(10,000円)を用いております。

収益率=(当特定期間末分配付基準価額-前特定期間末分配落基準価額)÷前特定期間末分配落基準価額×100

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	
第1特定期間	自 2020年 1月10日	1, 016, 039, 053	32, 973, 505	
好1付足朔间	至 2020年 6月15日	1, 010, 039, 033	32, 973, 303	
第2特定期間	自 2020年 6月16日	910, 424, 529	200 607 975	
分210 C分[日]	至 2020年12月15日	910, 424, 929	399, 697, 275	
第3特定期間	自 2020年12月16日	198, 279, 093	608 361 231	
另3付足朔间	至 2021年 6月15日	190, 219, 093	608, 361, 231	
第4特定期間	自 2021年 6月16日	1, 499, 017, 835	336, 340, 710	
另4付足朔间	至 2021年12月15日	1, 499, 017, 833	330, 340, 710	
第5特定期間	自 2021年12月16日	431, 011, 899	624, 702, 504	
分3107C分[旧]	至 2022年 6月15日			
第6特定期間	自 2022年 6月16日	104 051 501	313, 252, 682	
另0付足朔间	至 2022年12月15日	104, 251, 581	313, 232, 002	
第7特定期間	自 2022年12月16日	39, 680, 277	231, 701, 108	
另1付足朔间	至 2023年 6月15日	39, 000, 211	231, 701, 108	
第8特定期間	自 2023年 6月16日	28, 187, 578	331, 068, 755	
另0付足朔间	至 2023年12月15日	20, 107, 370	331, 000, 733	
第9特定期間	自 2023年12月16日	35 274 025	337, 928, 596	
カッ付 上 別 旧	至 2024年 6月17日	35, 274, 935	331, 920, 990	
第10件学期間	自 2024年 6月18日	979 999 994	166 700 276	
第10特定期間	至 2024年12月16日	273, 832, 884	166, 799, 276	

⁽注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

⁽注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(ご参考) パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド

(1) 投資状況

(2025年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	スペイン	1, 035, 636, 952	3. 25
	イタリア	801, 323, 089	2. 51
	オーストラリア	626, 706, 983	1.96
	アメリカ	385, 409, 406	1.21
	メキシコ	312, 720, 750	0. 98
	オランダ	298, 381, 852	0.94
	日本	280, 280, 000	0.88
	ケイマン	149, 589, 468	0. 47
	イギリス	107, 883, 132	0.34
	ドイツ	75, 972, 153	0. 24
	デンマーク	47, 690, 608	0.15
	小計	4, 121, 594, 393	12.92
投資証券	アメリカ	20, 546, 019, 589	64. 40
	オーストラリア	1, 709, 103, 251	5. 36
	日本	1, 613, 577, 000	5.06
	イギリス	1, 372, 215, 932	4. 30
	シンガポール	1, 111, 719, 587	3.48
	カナダ	585, 492, 669	1.84
	ベルギー	344, 889, 459	1.08
	スペイン	158, 915, 156	0.50
	小計	27, 441, 932, 643	86. 02
現金・預金・その他の	の資産(負債控除後)	339, 285, 315	1.06
合計(純	資産総額)	31, 902, 812, 351	100.00

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄(2025年1月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
	投資 証券	EQUINIX INC	_	21, 200	149, 024. 95	3, 159, 328, 940	142, 404. 53	3, 018, 976, 161	9. 46
	*****	DIGITAL REALTY TRUST INC	_	108, 950	28, 575. 72	3, 113, 325, 478	25, 362. 03	2, 763, 194, 138	8. 66
	投資 証券	PROLOGIS INC	_	130, 750	17, 161. 80	2, 243, 906, 122	18, 631. 97	2, 436, 131, 320	7. 64
	****	AMERICAN TOWER CORP	_	67, 000	30, 447. 41	2, 039, 977, 059	28, 696. 18	1, 922, 644, 234	6. 03
	*****	SBA COMMUNICATIONS CORP	_	56, 250	33, 091. 26	1, 861, 383, 398	30, 753. 19	1, 729, 866, 949	5. 42

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
オース トラリ ア	投資 証券	GOODMAN GROUP	_	325, 000	3, 526. 09	1, 145, 982, 045	3, 445. 56	1, 119, 809, 535	3. 51
スペイン	株式	CELLNEX TELECOM SAU	電気通信サー ビス	196, 000	5, 182. 83	1, 015, 835, 699	5, 283. 86	1, 035, 636, 952	3. 25
アメリ カ	投資 証券	VENTAS INC	_	99, 500	9, 234. 19	918, 802, 269	9, 290. 50	924, 405, 626	2. 90
アメリ カ	投資 証券	EQUITY RESIDENTIAL	_	81, 000	11, 316. 63	916, 647, 062	10, 769. 94	872, 365, 804	2. 73
アメリ カ		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	_	130, 000	6, 275. 01	815, 752, 199	6, 293. 02	818, 092, 925	2. 56
イタリ ア	株式	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	電気通信サー ビス	435, 000	1, 592. 37	692, 683, 038	1, 624. 44	706, 634, 358	2. 21
アメリ カ	投資 証券	BXP INC	_	62, 000	12, 343. 58	765, 302, 574	11, 180. 73	693, 205, 384	2. 17
イギリ ス	投資 証券	SEGRO PLC	_	500, 000	1, 368. 66	684, 333, 300	1, 382. 85	691, 425, 830	2. 17
アメリ カ		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	_	200, 000	3, 205. 68	641, 137, 395	3, 167. 35	633, 471, 860	1. 99
オース トラリ ア	株式	NEXTDC LTD	ソフトウェ ア・サービス	445, 000	1, 479. 27	658, 276, 974	1, 408. 33	626, 706, 983	1. 96
アメリ カ	投資 証券	IRON MOUNTAIN INC	_	37, 000	17, 280. 71	639, 386, 529	15, 751. 86	582, 818, 820	1. 83
アメリ カ		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	_	66, 800	8, 153. 90	544, 680, 787	8, 269. 72	552, 417, 730	1. 73
アメリ カ	投資 証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	_	160,000	3, 521. 00	563, 360, 640	3, 400. 54	544, 087, 776	1. 71
アメリ カ	投資 証券	LINEAGE INC	_	53, 000	9, 548. 92	506, 092, 899	9, 258. 07	490, 678, 160	1. 54
アメリ カ	投資 証券	COUSINS PROPERTIES INC	_	101, 500	4, 722. 48	479, 332, 183	4, 679. 22	474, 941, 744	1. 49
オース トラリ ア	投資 証券	DEXUS/AU	_	660,000	650.95	429, 631, 818	678. 75	447, 981, 336	1. 40
イギリ ス		TRITAX BIG BOX REIT PLC	_	1, 550, 000	255. 52	396, 060, 293	273. 54	423, 989, 526	1. 33
アメリ カ	投資 証券	KILROY REALTY CORP	_	66, 500	6, 447. 45	428, 755, 592	6, 005. 78	399, 384, 550	1. 25
アメリカ	72.4	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	_	24, 250	15, 853. 78	384, 454, 257	14, 802. 11	358, 951, 301	1. 13
ベルギー	投資 証券	WAREHOUSES DE PAUW SCA	_	104, 000	3, 133. 43	325, 877, 177	3, 316. 24	344, 889, 459	1. 08
日本	投資 証券	GLP投資法人		2, 600	122, 307. 32	317, 999, 055	127, 200	330, 720, 000	1.04
アメリ カ		EASTGROUP PROPERTIES INC	_	12, 500	26, 446. 13	330, 576, 719	26, 288. 61	328, 607, 736	1.03
日本	投資 証券	日本プロロジスリー ト投資法人	_	1, 360	222, 900	303, 144, 000	236, 900	322, 184, 000	1. 01
アメリ カ	投資 証券	COPT DEFENSE PROPERTIES	_	70, 500	5, 018. 97	353, 837, 737	4, 552. 59	320, 958, 046	1. 01
	投資 証券	KEPPEL DC REIT	_	1, 301, 655	251.90	327, 891, 554	245. 18	319, 147, 583	1.00

⁽注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

⁽注2) 外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別投資比率(2025年1月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	不動産業	0.88
	外国	電気通信サービス	5. 46
		ソフトウェア・サービス	1. 96
		エクイティ不動産投資信託(REIT)	1.85
		不動産管理・開発	1.45
		公益事業	1. 32
投資証券	_	-	86. 02
		合計	98. 94

⁽注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

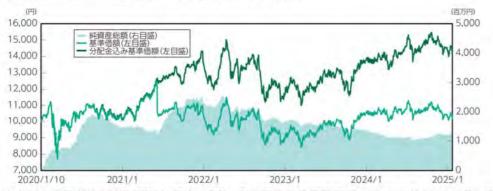
③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移

(設定日~2025年1月末)



(2025年1月末現在) 基準価額 10,282円 純資産総額 1,218百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年 12月	90円	2024年 6月	290円	2023年 12月	0円
2024年 9月	190円	2024年 3月	100円	設定来累計	3,680円

主要な資産の状況

(2025年1月末現在)

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド	98.65%
キャッシュ等	1.35%

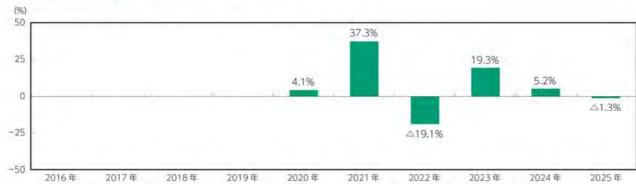
●パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	投資比率(%)
アメリカ	EQUINIX INC	9.46
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	8.66
アメリカ	PROLOGIS INC	7.64
アメリカ	AMERICAN TOWER CORP	6.03
アメリカ	SBA COMMUNICATIONS CORP	5.42
オーストラリア	GOODMAN GROUP	3.51
スペイン	CELLNEX TELECOM SAU	3.25
アメリカ	VENTAS INC	2.90
アメリカ	EQUITY RESIDENTIAL	2.73
アメリカ	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	2.56

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2020年は設定日(1月10日)から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。 最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

1) 取得申込の受付

取得申込期間:2025年3月15日(土)から2026年3月13日(金)まで

- ①取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には取得申込の受付を行いません。
- ②取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3 時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる 場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- ③運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ④ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 2) 申込単位・申込価額
 - ①申込単位は販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.85%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金 (解約) 手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

- ②一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には解約請求の受付を行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③解約請求の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3 時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる 場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- ④一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤一部解約時の価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ⑥委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。
- ⑦一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出された価額とします。
- ⑧解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。
- ⑨解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑩信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2. 組入マザーファンドは、原則として計算日のマザーファンドの基準価額により評価します。マザーファンドにおける組入有価証券の評価については、原則として、計算日の前営業日付の現地取引所の終値(またはこれに準じた価格)により評価します。
- 3. 外貨建資産の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって評価します。

4. 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、 受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

2020年1月10日(金)から2048年12月30日(水)までとします。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月16日から6月15日、6月16日から9月15日、9月16日から12月15日、12月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、第1計算期間は投資信託契約締結日から2020年3月16日までとし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

- 1. 信託の終了
 - ①投資信託契約の解約
 - 1) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部解約により受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - 2) 委託会社は、前記1) の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている 受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - 3) 前記2) の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 4)前記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

5) 前記2) から4) までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記 録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真 にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) から4) までに規定するこの投資 信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- 1) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 3. 信託約款の変更等における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - ①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3. 信託約款の変更等

- ①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資 信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によっ て変更することができないものとします。
- ②委託会社は、前記①の事項(変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびそ

の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前記②の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について替成するものとみなします。
- ④前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数 をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

6. 運用報告書

委託会社は、原則として年2回(6月および12月)および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書(全体版)は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または 委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行 株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかか る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8. 関係会社との契約の更改

①販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、 販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が 規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも 別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

②投資顧問会社との契約の更改

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、 信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が 定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の30日前または1年前までに、い ずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当 該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま す。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため 販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま す。)に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として毎決算日から起算して5営業 日まで)から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支 払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭 は、委託会社に帰属します。

収益分配金を再投資する場合は、原則として、税引き後、無手数料で決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2. 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3. 償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日

(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

4. 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10特定期間 (2024年6月18日から 2024年12月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正 彦 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド(3ヵ月決算型)の2024年6月18日から2024年12月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド(3ヵ月決算型)の2024年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。) に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド(3ヵ月決算型)

(1)【貸借対照表】

区分	注記事項	第9特定期間 (2024年6月17日現在)	第10特定期間 (2024年12月16日現在)
	尹 · 尽	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		36, 344, 558	32, 371, 992
親投資信託受益証券		1, 098, 646, 305	1, 197, 026, 748
未収利息		49	177
流動資産合計		1, 134, 990, 912	1, 229, 398, 917
資産合計		1, 134, 990, 912	1, 229, 398, 917
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		30, 338, 072	10, 378, 566
未払解約金		525, 694	8, 905
未払受託者報酬		129, 348	125, 504
未払委託者報酬		4, 979, 757	4, 831, 845
その他未払費用		358, 990	343, 661
流動負債合計		36, 331, 861	15, 688, 481
負債合計		36, 331, 861	15, 688, 481
純資産の部			
元本等			
元本		1, 046, 140, 414	1, 153, 174, 022
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		52, 518, 637	60, 536, 414
(分配準備積立金)		21, 227, 768	15, 671, 390
元本等合計		1, 098, 659, 051	1, 213, 710, 436
純資産合計		1, 098, 659, 051	1, 213, 710, 436
負債純資産合計		1, 134, 990, 912	1, 229, 398, 917

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	注記事項	自至	第9特定期間 2023年12月16日 2024年 6月17日 金額(円)	自至	第10特定期間 2024年 6月18日 2024年12月16日 金額(円)
営業収益			75 bx (1.1)		亚版 (11)
受取利息			2, 211		18, 467
有価証券売買等損益			51, 082, 853		38, 380, 443
営業収益合計	-		51, 085, 064		38, 398, 910
営業費用	-				
支払利息			3, 013		_
受託者報酬			272, 238		245, 487
委託者報酬			10, 481, 022		9, 451, 168
その他費用			680, 462		613, 591
営業費用合計			11, 436, 735		10, 310, 246
営業利益又は営業損失(△)	-		39, 648, 329		28, 088, 664
経常利益又は経常損失 (△)	-		39, 648, 329		28, 088, 664
当期純利益又は当期純損失 (△)	-		39, 648, 329		28, 088, 664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)			1, 451, 275		3, 672, 528
期首剰余金又は期首欠損金 (△)			70, 534, 883		52, 518, 637
剰余金増加額又は欠損金減少額			2, 323, 067		22, 359, 825
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額			2, 323, 067		22, 359, 825
剰余金減少額又は欠損金増加額			16, 963, 627		9, 080, 285
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額			16, 963, 627		9, 080, 285
分配金			41, 572, 740		29, 677, 899
期末剰余金又は期末欠損金(△)			52, 518, 637		60, 536, 414

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しており ます。
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	特定期間末日の取扱い 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を2024年6月 17日としており、2024年12月15日が休日のため、当特定期間末日を2024 年12月16日としており、このため当特定期間は182日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9特定期間 (2024年6月17日現在)	第10特定期間 (2024年12月16日現在)	
1. 期首元本額	1, 348, 794, 075円	1, 046, 140, 414円	
期中追加設定元本額	35, 274, 935円	273, 832, 884円	
期中一部解約元本額	337, 928, 596円	166, 799, 276円	
2. 受益権の総数	1, 046, 140, 414 🗆	1, 153, 174, 022口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9特定期間 自 2023年12月16日 至 2024年 6月17日	第10特定期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月16日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の 全部又は一部を委託する場合における当 該委託に要する費用	2, 631, 500円	2, 381, 412円
2. 分配金の計算過程		
	[2023年12月16日から 2024年 3月15日まで の計算期間]	[2024年6月18日から 2024年9月17日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3, 314, 348円	6,467,022円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	20, 497, 193円
収益調整金額	26, 900, 280円	32, 482, 872円
分配準備積立金額	32, 184, 760円	19, 299, 025円
当ファンドの分配対象収益額	62, 399, 388円	78, 746, 112円
当ファンドの期末残存口数	1, 123, 466, 802口	1, 015, 754, 405 □
1万口当たり収益分配対象額	555.41円	775. 24円
1万口当たり分配金額	100.00円	190.00円
収益分配金金額	11, 234, 668円	19, 299, 333円
	[2024年3月16日から 2024年6月17日まで の計算期間]	[2024年 9月18日から 2024年12月16日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	7,723,122円	830,979円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	21, 858, 534円	0円
収益調整金額	31, 290, 869円	44, 865, 024円
分配準備積立金額	21, 984, 184円	25, 218, 977円
当ファンドの分配対象収益額	82, 856, 709円	70, 914, 980円
当ファンドの期末残存口数	1, 046, 140, 414 □	1, 153, 174, 022 □
1万口当たり収益分配対象額	792.02円	614. 95円
1万口当たり分配金額	290.00円	90.00円
収益分配金金額	30, 338, 072円	10, 378, 566円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第9特定期間 自 2023年12月16日 至 2024年 6月17日	第10特定期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の 基本方針に従い、有価証券等の金融 商品に対する投資として運用する ことを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第9特定期間 第10特定期間 (2024年6月17日現在) (2024年12月16日現在	
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しており ます。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては、 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。	同左
4. 金銭債権及び満期の ある有価証券の決算 日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

1 4. % 21	第9特定期間 (2024年6月17日現在)	第10特定期間 (2024年12月16日現在)	
種類	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	40, 478, 089	4, 724, 415	
合計	40, 478, 089	4, 724, 415	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第9特定期間 (2024年6月17日現在)	第10特定期間 (2024年12月16日現在)
1口当たり純資産額	1.0502円	1. 0525円
(1万口当たり純資産額)	(10,502円)	(10,525円)

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表 (2024年12月16日現在)
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		パインブリッジ・グローバル・テク / ロジー・インフラ・マザーファンド	546, 787, 296	1, 197, 026, 748	
合計			546, 787, 296	1, 197, 026, 748	

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

EV.	注記	(2024年6月17日現在)	(2024年12月16日現在)
区分	事項	金額 (円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		209, 102, 579	106, 994, 425
コール・ローン		118, 385, 083	344, 959
株式		4, 165, 276, 980	4, 198, 394, 029
投資証券		23, 874, 329, 831	27, 913, 941, 761
派生商品評価勘定		_	16, 355
未収入金		2, 002, 637	202, 175, 318
未収配当金		89, 614, 707	56, 405, 532
未収利息		162	1
流動資産合計		28, 458, 711, 979	32, 478, 272, 380
資産合計		28, 458, 711, 979	32, 478, 272, 380
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		_	19, 392
未払金		15, 873, 326	134, 257, 340
未払解約金		60, 000, 000	_
流動負債合計		75, 873, 326	134, 276, 732
負債合計		75, 873, 326	134, 276, 732
純資産の部			
元本等			
元本		13, 475, 563, 857	14, 774, 150, 171
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		14, 907, 274, 796	17, 569, 845, 477
元本等合計		28, 382, 838, 653	32, 343, 995, 648
純資産合計		28, 382, 838, 653	32, 343, 995, 648
負債純資産合計		28, 458, 711, 979	32, 478, 272, 380

⁽注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場 を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場 で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場 合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品 取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年6月17日現在)	(2024年12月16日現在)
1. 期首元本額	14, 020, 728, 328円	13, 475, 563, 857円
期中追加設定元本額	729, 679, 837円	1,588,524,429円
期中一部解約元本額	1, 274, 844, 308円	289, 938, 115円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・グローバル・テク ノロジー・インフラ・ファンド	12, 517, 456, 876円	13, 872, 817, 073円
パインブリッジ・グローバル・テク ノロジー・インフラ・ファンド (3 ヵ月決算型)	521, 624, 872円	546, 787, 296円
パインブリッジ・グローバル・テク ノロジー・インフラ・ファンド<為 替へッジあり>	436, 482, 109円	354, 545, 802円
合計	13, 475, 563, 857円	14,774,150,171円
2. 受益権の総数	13, 475, 563, 857 □	$14,774,150,171\square$

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年12月16日 至 2024年 6月17日	自 2024年 6月18日 至 2024年12月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の 基本方針に従い、有価証券等の金融 商品に対する投資として運用する ことを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、投資証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年6月17日現在)	(2024年12月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しており ます。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関す る注記)」に記載しております。
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった場
4. 金銭債権及び満期の ある有価証券の決算 日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

	(2024年6月17日現在)	(2024年12月16日現在)	
種類	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	
株式	$\triangle 105, 296, 254$	$\triangle 343, 478, 542$	
投資証券	$\triangle 1, 498, 279, 039$	37, 388, 449	
合計	$\triangle 1,603,575,293$	△306, 090, 093	

⁽注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	(2024年6月17日現在)	
該当事項はありません。		

		(2024年12月16日現在)					
区分	種類	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益		
	V ++ - W = -1	(円)	(円)				
	為替予約取引						
土相形 コル A	売建						
市場取引以外の取引	ユーロ	2, 012, 392	_	2, 031, 784	△19, 392		
	買建						
	米国ドル	2, 012, 392	_	2, 028, 747	16, 355		
合計		4, 024, 784	_	4, 060, 531	△3, 037		

(注)時価の算定方法

- 1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(2024年6月17日現在)	(2024年12月16日現在)	
1口当たり純資産額	2. 1062円	2. 1892円	
(1万口当たり純資産額)	(21,062円)	(21,892円)	

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表 (2024年12月16日現在)

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	東急不動産ホールディングス	280, 000	920. 30	257, 684, 000	
小計		280, 000		257, 684, 000	
米国ドル	DIGITALBRIDGE GROUP INC	166, 000	12. 25	2, 033, 500. 00	
	NEXTERA ENERGY INC	13, 900	73. 62	1, 023, 318. 00	
	CORP INMOBILIARIA VESTA SAB	75, 000	25. 22	1, 891, 500. 00	
小計		254, 900		4, 948, 318. 00	
				(761, 645, 106)	
ユーロ	CTP NV	115, 000	15. 32	1, 761, 800. 00	
	CELLNEX TELECOM SAU	196, 000	32. 32	6, 334, 720. 00	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	435, 000	9. 93	4, 319, 550. 00	
	ENEL SPA	86, 000	6. 94	597, 098. 00	
	RWE AG	16, 000	29. 28	468, 480. 00	
小計		848, 000		13, 481, 648. 00	
				(2, 182, 813, 627)	
英国ポンド	SSE PLC	35, 000	16.68	583, 975. 00	
小計		35, 000		583, 975. 00	
				(113, 553, 938)	
デンマーク・クローネ	ORSTED A/S	8,000	348. 20	2, 785, 600. 00	
小計		8,000		2, 785, 600. 00	
				(60, 475, 376)	
オーストラリア・ドル	NEXTDC LTD	445, 000	15. 43	6, 866, 350. 00	
小計		445, 000		6, 866, 350. 00	
				(673, 108, 290)	
香港ドル	ESR GROUP LTD	630, 000	11. 96	7, 534, 800. 00	
小計		630, 000		7, 534, 800. 00	
				(149, 113, 692)	
合計	•			4, 198, 394, 029	
				(3, 940, 710, 029)	

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	SOSiLA物流リート投資法人	1, 570	162, 181, 000	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人	770	243, 705, 000	
		GLP投資法人	1, 970	241, 128, 000	
		日本プロロジスリート投資法人	1,640	365, 556, 000	
		ラサールロジポート投資法人	840	116, 088, 000	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	2, 550	251, 685, 000	
		三菱地所物流リート投資法人	410	138, 990, 000	
小計			9, 750	1, 519, 333, 000	
米国ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	28, 250	2, 900, 145. 00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AMERICAN TOWER CORP	67,000	13, 209, 720. 00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	160, 000	3, 648, 000. 00	
		BXP INC	62,000	4, 955, 660. 00	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	70, 500	2, 291, 250. 00	
		COUSINS PROPERTIES INC	79, 100	2, 423, 624. 00	
		CROWN CASTLE INC	8,000	776, 880. 00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	3, 340, 000	1, 953, 900. 00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	108, 950	20, 160, 108. 00	
		DOUGLAS EMMETT INC	53, 000	1, 058, 410. 00	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	12, 500	2, 140, 625. 00	
		EQUINIX INC	21, 200	20, 458, 000. 00	
		EQUITY RESIDENTIAL	81,000	5, 935, 680. 00	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	90,000	4, 752, 000. 00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	188, 000	3, 902, 880. 00	
		IRON MOUNTAIN INC	37,000	4, 140, 300. 00	
		KILROY REALTY CORP	66, 500	2, 776, 375. 00	
		LINEAGE INC	51,000	3, 163, 020. 00	
		PROLOGIS INC	130, 750	14, 530, 247. 50	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	113, 500	4, 638, 745. 00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	56, 250	12, 053, 250. 00	
		TERRENO REALTY CORP	25, 000	1, 556, 250. 00	
		VENTAS INC	93, 000	5, 571, 630. 00	
		VORNADO REALTY TRUST	20,000	893, 200. 00	
小計			4, 962, 500	139, 889, 899. 50	
				(21, 531, 853, 331)	
カナダ・ドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	121, 250	2, 174, 012. 50	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	158, 000	1, 913, 380. 00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	19,000	1, 381, 680. 00	
小計			298, 250	5, 469, 072. 50	
				(591, 917, 716)	
ユーロ	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	86, 000	880, 640. 00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	104, 000	2, 032, 160. 00	
小計			190, 000	2, 912, 800. 00	
				(471, 611, 448)	
英国ポンド	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	680, 084	1, 245, 233. 80	
		SEGRO PLC	500,000	3, 570, 000. 00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	1, 550, 000	2, 066, 150. 00	
小計			2, 730, 084	6, 881, 383. 80	
				(1, 338, 085, 079)	
オーストラリア・ドル	投資証券	DEXUS/AU	700, 000	4, 753, 000. 00	
		GOODMAN GROUP	325, 000	11, 953, 500. 00	
小計			1, 025, 000	16, 706, 500. 00	
				(1, 637, 738, 195)	
シンガポール・ドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	446, 000	1, 137, 300. 00	
		KEPPEL DC REIT	1, 293, 740	2, 859, 165. 40	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	247, 991	548, 060. 11	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	2, 099, 938	2, 666, 921. 26	
小計			4, 087, 669	7, 211, 446. 77	
				(823, 402, 992)	
合計				27, 913, 941, 761	
				(26, 394, 608, 761)	

- (注)1. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
 - 2. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 3. 合計欄の記載は邦貨額であり、() 内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘村	丙数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	株式	3銘柄	3.4%	_	73.4%
	投資証券	24銘柄	-	96.6%	
カナダ・ドル	投資証券	3銘柄	l	100.0%	2.0%
ユーロ	株式	5銘柄	82.2%	_	8.8%
	投資証券	2銘柄	-	17.8%	
英国ポンド	株式	1銘柄	7.8%	_	4.8%
	投資証券	3銘柄		92. 2%	
デンマーク・クローネ	株式	1銘柄	100.0%	_	0.2%
オーストラリア・ドル	株式	1銘柄	29.1%		7.6%
	投資証券	2銘柄	_	70.9%	
香港ドル	株式	1銘柄	100.0%	_	0.5%
シンガポール・ドル	投資証券	4銘柄		100.0%	2.7%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年1月31日現在)

I	資産総額	1, 222, 001, 173 円
П	負債総額	3, 045, 956 円
Ш	純資産総額 (I - II)	1, 218, 955, 217 円
IV	発行済数量(口)	1, 185, 514, 846 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0282 円
	(1万口当たりの純資産額)	(10, 282 円)

⁽注) I の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。(以下、同じ。)

(ご参考) パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンドの現況

(2025年1月31日現在)

Ι	資産総額	31, 902, 812, 351 円
П	負債総額	— 円
Ш	純資産総額 (I - II)	31, 902, 812, 351 円
IV	発行済数量(口)	14, 882, 748, 311 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	2. 1436 円
	(1万口当たりの純資産額)	(21, 436 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された 場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない 場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典 該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規 定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2025年1月末日現在)

・資本金の額 1,000,000,000円

・会社が発行する株式の総数 50,000株

・発行済株式総数 42,000株

・資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。

・会社の機構

(1)経営の意思決定

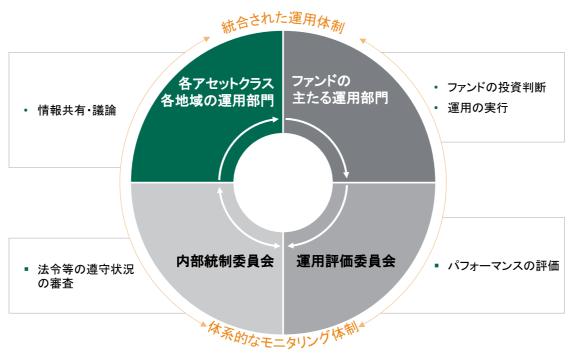
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠 員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

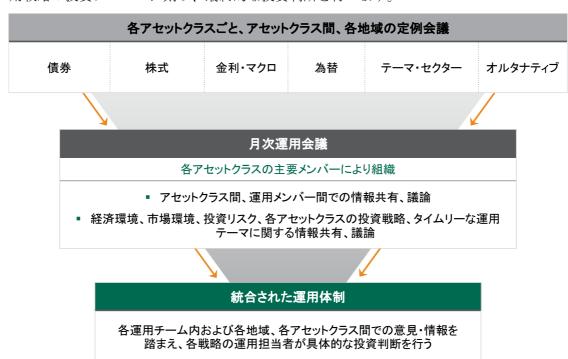
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての 重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、 法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議 決によって行います。

(2) 運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。 委託会社の運用する証券投資信託は、2025年1月末日現在、次の通りです。(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	13	26,999 百万円
追加型株式投資信託	48	451,746 百万円
合計	61	478,746 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

- 2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3. 当社は、第39期事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第40期事業年度に係る中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2023年12月31日現在 の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する 責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査 報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利宝悶区

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第38期 (2022年12月31日現在)	第39期 (2023年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	493, 611	455, 617
短期貸付金	500, 000	524, 000
前払金	2, 799	1, 380
前払費用	41, 612	30, 243
未収入金	220, 026	90, 057
未収委託者報酬	568, 768	741, 397
未収運用受託報酬	147, 180	97, 943
立替金	11, 506	12, 351
未収収益	504	549
流動資産合計	1, 986, 010	1, 953, 541
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 77, 100
工具器具備品	*1 0	*1 7, 195
有形固定資産合計	0	84, 296
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 553	_
関係会社株式	164, 013	164, 013
敷金保証金	89, 770	42, 245
預託金	74	74
繰延税金資産	77, 953	124, 311
投資その他の資産合計	333, 366	330, 645
固定資産合計	333, 366	414, 942
資産合計	2, 319, 376	2, 368, 483

	第38期 (2022年12月31日現在)	第39期 (2023年12月31日現在)
 負債の部	(1011 117,001 7,17,18	(=0=0 1=/, 01 / 2 1 / 2 1 / 2
流動負債		
預り金	22, 661	24, 682
未払金	,	•
未払収益分配金	240	240
未払手数料	217, 501	321, 212
その他未払金	216, 422	115, 210
未払費用	414, 226	464, 080
未払役員賞与	120, 786	103, 430
未払法人税等	18, 054	16, 143
未払消費税等	11, 631	35, 103
リース債務	3, 938	772
流動負債合計	1, 025, 464	1, 080, 877
固定負債		
賞与引当金	134, 430	129, 538
役員賞与引当金	33, 512	30, 762
退職給付引当金	93, 987	101, 580
役員退職慰労引当金	6, 519	7, 300
リース債務	1, 321	_
固定負債合計	269, 772	269, 181
負債合計	1, 295, 236	1, 350, 058
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1, 000, 000
資本剰余金		
資本準備金	58, 876	58, 876
資本剰余金合計	58, 876	58, 876
利益剰余金		
利益準備金	265, 112	265, 112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230, 000
繰越利益剰余金	\triangle 529, 402	△ 535, 563
利益剰余金合計	△ 34, 290	△ 40, 451
株主資本合計 -	1, 024, 586	1, 018, 425
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	\triangle 446	_
評価・換算差額等合計	△ 446	
純資産合計	1, 024, 140	1, 018, 425
負債・純資産合計	2, 319, 376	2, 368, 483

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	第38期	第39期
	(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	(自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
	2, 680, 861	2 011 99
委託者報酬		3, 911, 22
運用受託報酬	887, 421	596, 43
その他営業収益	318, 013	214, 29
営業収益合計	3, 886, 296	4, 721, 94
営業費用		
支払手数料	1, 080, 118	1, 780, 07
広告宣伝費	12, 201	6, 09
調査費		
調査費	551, 615	648, 54
委託調査費	771, 255	888, 51
営業雑経費		
通信費	8, 940	14, 14
印刷費	39, 731	34, 42
協会費	5, 055	4, 31
図書費	1, 337	1, 33
営業費用合計	2, 470, 256	3, 377, 44
一般管理費		
給料		
役員報酬	38, 600	38, 60
給料・手当	586, 554	585, 81
賞与	184, 726	227, 74
役員賞与	107, 024	90, 10
賞与引当金繰入	38, 790	31, 48
役員賞与引当金繰入	11, 400	8, 08
交際費	1, 299	1, 92
寄付金	_	1, 99
旅費交通費	2, 807	7, 29
租税公課	35, 551	23, 67
不動産賃借料	171, 977	145, 72
退職給付費用	33, 488	32, 71
役員退職慰労引当金繰入	780	78
固定資産減価償却費	659	6, 19
業務委託費	204, 848	138, 63
諸経費	47, 460	36, 90
一般管理費合計	1, 465, 969	1, 377, 68
営業利益又は営業損失(△)	△ 49, 929	△ 33, 18

営業外収益		
受取利息	5, 858	5, 675
雑収入	85	-
営業外収益合計	5, 944	5, 675
営業外費用		
為替差損	7, 855	11,821
支払利息	76	75
投資有価証券償還損	_	204
営業外費用合計	7, 931	12, 100
経常利益又は経常損失(△)	△ 51,917	△ 39,610
特別損失		
減損損失	*1 20, 480	-
特別損失合計	20, 480	_
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 72, 397	△ 39,610
法人税、住民税及び事業税	12, 519	12, 908
法人税等調整額	4, 415	△ 46, 357
法人税等合計	16, 934	△ 33, 449
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 89, 331	△ 6, 161

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

		株 主 資 本							評価・換算差額等		
		資本乗	余 金		利 益	剰 余 金	Ĭ				純資産
	資本金	資本準	資本剰	利益準	その他	利益剰余金	利益剰	株主資	その他有 価証券評	評価・換 算差額等	神真座 合計
	2,,,_	備金	余金合計	備金	任意積 立金	繰越利益 剰余金	余金合 計	不合計	価差額金		
当期首残高	1,000,000	58, 876	58, 876	265, 112	230, 000	△ 440,071	55, 041	1, 113, 918	137	137	1, 114, 056
当期変動額											
当期純損失(△)	-	-	1	-	-	△ 89, 331	△ 89, 331	△ 89, 331	-	-	△ 89, 331
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)	1	1	1	-	-	-	-	-	△ 584	△ 584	△ 584
当期変動額合計	_	-	-	-	-	△ 89, 331	△ 89, 331	△ 89, 331	△ 584	△ 584	△ 89, 915
当期末残高	1,000,000	58, 876	58, 876	265, 112	230, 000	△ 529, 402	△ 34, 290	1, 024, 586	△ 446	△ 446	1, 024, 140

第39期(自 2023年1月1日至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等				
		資本乗	1 余金		利 益	剰 余 金	Ĭ				純資産
	資本金	資本準	資本剰	利益準	その他を	利益剰余金	利益剰	株主資		評価・換 算差額等	神質生 合計
	X 1 ±	備金	余金合 計	備金	任意積 立金	繰越利益 剰余金	余金合 計	本合計	価差額金	合計	
当期首残高	1,000,000	58, 876	58, 876	265, 112	230,000	△ 529, 402	△ 34, 290	1, 024, 586	△ 446	△ 446	1,024,140
当期変動額											
当期純損失(△)	1	-	ı	I	-	△ 6, 161	△ 6, 161	△ 6, 161	-	-	△ 6, 161
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)		1	-	-	1	1	-	-	446	446	446
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 6, 161	△ 6, 161	△ 6, 161	446	446	△ 5,714
当期末残高	1,000,000	58, 876	58, 876	265, 112	230,000	△ 535, 563	△ 40, 451	1, 018, 425	-	-	1, 018, 425

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

2. 固定資産の減価償却の方法

3. 引当金の計上基準

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券(時価のあるもの)

期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっておりま す。主な耐用年数は、建物附属設備5~15年、工具器具備 品は5~15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得 した建物附属設備については、定額法を採用しておりま

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア (自社利用分) については、定額法により、 社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資 産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。

(1)賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給 見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支 給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当 事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しておりま す。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職 金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用してお ります。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当 事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上してお ります。

外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直 物為替相場による円換算額を付しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資 産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬 を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取り ます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足さ れるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり 収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ その他営業収益

運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。

④ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。 当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。当該適用指針の適用に伴う、当期財務諸表への影響はありません。

未適用の会計基準等

該当事項はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第38期 2022年12月31日現在			第39期 2023年12月31日現在			
*1	*1 有形固定資産の減価償却累計額			*1 有形固定資産の減価償却累計額			
	建物附属設備	142,883千円		建物附属設備		56,494千円	
	工具器具備品	115,483千円		工具器具備品		21,731千円	
	リース資産	19,353千円		リース資産		2,284千円	
	上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計 額が含まれております。			記減価償却累計額には、 が含まれております。	有形固	間定資産の減損損失累計	

(損益計算書関係)

	/x 0.0 Hπ		## 0.0 HII
<u>+</u>	第38期	П	第39期
1	2022年 1月 1 2022年12月31		自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
土	2022年12月31	<u> </u>	至 2023年12月31日
*1 減損損失			該当事項はありません。
(1) 減損損失を認識	した資産またり	は資産グループの概要	
場所	用途	種類	
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、ソ	
		フトウェア、敷金 保証金	
	<u> </u>		
(2) 減損損失を認識 当事業年度に営業赤いて収益性の低下に め、減損損失を認識す	字を計上してお より投資額の	らり、事業用資産につ 回収が見込めないた	
(3)減損損失の金額減損損失の内訳は、复 399千円及び敷金保証 去債務相当額)であり	建物附属設備93 :金19, 149千円	0千円、ソフトウェア	
(4) 資産のグルーピ 全社を一つの資産グル しております。		3り、減損損失を計上	
(5) 回収可能価額の 事業用資産ついては が、対象資産は売却が 額まで減額し、当該が ります。	正味売却価額	との帳簿価額を備忘価	

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年1月1日至2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 配当に関する事項
 該当事項はありません。

第39期(自2023年1月1日至2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	42,000 株	-	_	42,000 株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第38期	第39期
自 2022年 1月 1日	自 2023年 1月 1日
至 2022年12月31日	至 2023年12月31日
ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引
①リース資産の内容	①リース資産の内容
・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器	・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器
具備品)であります。	具備品)であります。
②リース資産の減価償却の方法	②リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載 のとおりであります。	重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに
係る未経過リース料	係る未経過リース料
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第38期(自 2022年 1月 1日至 2022年12月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方 針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に 関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

1 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)投資有価証券	1, 553	1, 553	-
資産計	1, 553	1, 553	-

- (注1) 現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 子会社株式(貸借対照表計上額164,013千円) は市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。
- 2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券/その他有価証券	-	-	_	_			
資産計	-	_	-	-			

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26号に従い、経過措置を 適用した投資信託(貸借対照表計上額 投資有価証券1,553千円)は上表には含めておりません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

第39期(自 2023年1月1日至 2023年12月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方 針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式(貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。 (有価証券関係)

第38期(2022年12月31日現在)

1. 子会社株式

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164, 013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの				
投資信託受益証券	1, 553	2,000	△ 446	

第39期(2023年12月31日現在)

子会社株式

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164, 013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

(退職給付関係)

第38期(2022年12月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型 の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を 支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算してお ります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

千円 91, 321

期首における退職給付引当金

退職給付費用

10, 375

退職給付の支払額

△ 7,710

期末における退職給付引当金

93, 987

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

千円

非積立型制度の退職給付債務

93, 987

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

93, 987

退職給付引当金

93, 987

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

93, 987

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

10,375千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,112千円でありました。

第39期(2023年12月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を 支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算してお ります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

千円

期首における退職給付引当金

93, 987

退職給付費用

10,575

退職給付の支払額

△ 2,982

期末における退職給付引当金

101, 580

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

千円

非積立型制度の退職給付債務

101, 580

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

101,580

退職給付引当金

101,580

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

101,580

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

10,575千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,135千円でありました。

(税効果会計関係)

第38期 2022年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 (単位:千円)

税務上の繰越欠損金(注)1	200, 164
未払金否認	14, 756
未払賞与・賞与引当金否認	112, 942
退職給付引当金否認	28, 778
役員退職慰労引当金否認	1, 996
減損損失	11, 645
資産除去債務	26, 522
その他	18, 042
繰延税金資産小計	414, 850
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	<u>△ 200, 164</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 136, 732
評価性引当額小計	△ 336, 897
繰延税金資産合計	77, 953
繰延税金資産の純額	77, 953

(注) 1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	_	-	90, 288	57, 567	_	52, 308	200, 164
評価性引当額	_	-	△ 90, 288	△ 57, 567	_	△ 52, 308	△ 200, 164
繰延税金資産	_	_	_	_	-	-	_

- (*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

第39期

2023年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 (単位:千円)

税務上の繰越欠損金(注)2	190, 078
未払金否認	21, 452
未払賞与・賞与引当金否認	122, 028
退職給付引当金否認	31, 103
役員退職慰労引当金否認	2, 235
減損損失	4, 681
資産除去債務	11, 544
その他	21, 250
繰延税金資産小計	404, 374
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△ 182, 479
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 97, 583
評価性引当額小計(注)1	△ 280,063
繰延税金資産合計	124, 311
繰延税金資産の純額	124, 311

- (注) 1 評価性引当額が56,834千円減少しております。これは、将来課税所得の見積額が増加したことに伴い、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことなどによるものであります。
- (注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	80, 202	57, 567	-	_	52, 308	190, 078
評価性引当額	_	△ 72,603	△ 57, 567	-	_	△ 52, 308	△ 182, 479
繰延税金資産	-	7, 598	-	-	_	-	7, 598

- (*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第38期

自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬2,680,861千円運用受託報酬860,241千円その他営業収益318,013千円成功報酬(注)27,180千円合計3,886,296千円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第39期

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬3,911,220千円運用受託報酬570,197千円その他営業収益214,295千円成功報酬(注)26,235千円合計4,721,948千円

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第38期

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	
外部顧客への営業収益	2, 680, 861	887, 421		318, 013

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位:千円)

日本		米国	欧州	アジア	合計
	3, 377, 873	361, 761	132, 985	13, 675	3, 886, 296

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD 生命保険株式会社	518, 242

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第39期

自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3, 911, 220	596, 432	214, 295

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位:千円)

	日本	米国	欧州	アジア	合計
Ī	4, 373, 287	164, 074	172, 606	11, 980	4, 721, 948

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

第38期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

				事業の	議決権等の	関係	系内容	取引の			
属性	会社等の名称	住所	資本金	サ来の 内容	所有(被所 有)割合	役員の 兼任等		内容	取引金額	科目	期末残高
			千USドル						千円		千円
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト	アメリカ、 ニューヨ	366, 002	持株 会社			サービス	金銭の貸付 *6	500,000	短期貸付金	500, 000
つ会社	メンツ・ホール ディングス US	ーク州					契約		千円		千円
	LLC				_	あり		受取利息 *6	5, 855	未収収益	504
						ω, ,			千円		千円
								役務提供 に対する 対価支払 *2	145, 507	未収入金	28, 558
			千US ドル						千円		千円
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト メンツ LLC	アメリカ、 ニューヨ ーク州	2	投資運 用会社			サービス	その他営 業収益の 受取 *5	317, 501	未収入金	141, 852
									千円		千円
					-	あり		委託調査 費の支払 *4	411, 022	未払費用	34, 752
									千円		千円
								調査費の 支払 *7	112, 777	その他 未払金	44, 567
			千服ドル						千円		千円
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アジ ア・リミテッド	ホンコン	222, 061	投資運 用会社	-	-	経営管理 サービス 契約		186, 835	その他 未払金	59, 500
			千タイワン ドル						千円		千円
会社を持 つ会社	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・マネー ジメント・タイ ワン・リミテッ ド	タイワン、 タイペイ	300, 000	投資運 用会社	-	-			26, 647	その他未払金	26, 326
			千シンガポー ルドル						千円		千円
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・シンガ ポール・リミテ ッド	シンガポール		投資運 用会社	-	_	経営管理 サービス 契約		12, 985	その他未払金	16, 418

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への 配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合 理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。
- *7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。
- 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記
- (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L. P. (金融商品取引所に上場しておりません) パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド(金融商品取 引所に上場しておりません)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当事項ありません。

第39期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

				古米の	議決権等の	関係	係内容	時刊の			
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	所有 (被所 有)割合	役員の 兼任等		・ 取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
			千US ドル						千円		千円
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト	アメリカ、 ニューヨ	366, 002	持株 会社			経営管理 サービス	金銭の貸付 *6	524, 000	短期貸付金	524, 000
つ会社	メンツ・ホール ディングス US	ーク州					契約		千円		千円
	LLC				_	あり		受取利息 *6	5, 656	未収収益	549
									千円		千円
								役務提供 に対する 対価支払 *2	153, 160	その他 未払金	12, 918
			千US ドル						千円		千円
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ LLC	アメリカ、 ニューヨ ーク州	2	投資運 用会社			一任契約 サービス 契約	その他営 業収益の 受取 *5	137, 712	未収入金	10, 691
									千円		千円
								委託調査 費の支払 *4	588, 127	未払費用	46, 657
					-	あり			千円		千円
								調査費の 支払 *7	93, 964	その他 未払金	16, 397
									千円		千円
								役務提供 に対する 対価受取 *3	103, 088	未収入金	9, 411
			千US ドル						千円		千円
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アイル ランド・リミ テッド	アイルラ ンド、 ダブリン	368	投資運 用会社	-	あり	一任契約 サービス 契約	その他営 業収益の 受取 *5	76, 582	未収入金	45, 561
			千服ドル						千円		千円
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アジ ア・リミテッド	ホンコン	222, 061	投資運 用会社	-	-	一任契約 サービス 契約	役務提供 に対する 対価支払 *2	129, 020	その他 未払金	15, 124

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への 配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合 理的な計算根拠に基づいて決定しております。

- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。
- *7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P. (金融商品取引所に上場しておりません) パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド(金融商品取 引所に上場しておりません)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1株当たり純資産額	24,384円28銭	1株当たり純資産額	24,248円22銭
1株当たり当期純損失金額	2, 126円94銭	1株当たり当期純損失金額	146円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益 1株当たり当期純損失であり、また、潜在格 いため記載しておりません。			

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下の(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。 とおりであります。

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
当期純損失	89,331 千円	当期純損失	6,161 千円
普通株主に帰属しない金額	_	普通株主に帰属しない金額	_
普通株主に係る当期純損失	89,331 千円	普通株主に係る当期純損失	6,161 千円
普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

(重要な後発事象)

第38期	第39期
自 2022年 1月 1日	自 2023年 1月 1日
至 2022年12月31日	至 2023年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月20日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択 及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、 監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に 基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び 適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して 有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

投資その他の資産合計

固定資産合計

資産合計

(単位:千円) 第40期中間会計期間末 (2024年6月30日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 493, 195 短期貸付金 524,000 前払費用 46, 473 未収入金 137, 343 未収委託者報酬 775, 910 未収運用受託報酬 79, 323 立替金 3,744 未収収益 1,602 流動資産合計 2,061,593 固定資産 有形固定資産 建物附属設備 74, 232 *1 工具器具備品 *1 13,856 有形固定資産合計 88,088 無形固定資産 ソフトウェア 202 電話加入権 0 無形固定資産合計 202 投資その他の資産 関係会社株式 164, 013 敷金保証金 42, 245 預託金 74 繰延税金資産 96, 157

302, 492

390, 783

2, 452, 376

		(十四・111)				
(2024年6月30日現在)						
負債の部						
流動負債						
預り金		21, 801				
未払収益分配金		240				
未払手数料		335, 181				
その他未払金		237, 217				
未払費用		369, 344				
未払法人税等		11, 538				
未払消費税等	*2	34, 826				
賞与引当金		134, 786				
流動負債合計		1, 144, 936				
固定負債						
賞与引当金		153, 906				
退職給付引当金		105, 275				
役員退職慰労引当金		7, 690				
固定負債合計		266, 872				
負債合計		1, 411, 808				
純資産の部						
株主資本						
資本金		1, 000, 000				
資本剰余金						
資本準備金		58, 876				
資本剰余金合計		58, 876				
利益剰余金						
利益準備金		265, 112				
その他利益剰余金						
任意積立金		230, 000				
繰越利益剰余金		△ 513, 421				
利益剰余金合計		△ 18,308				
株主資本合計	_	1, 040, 568				
純資産合計		1, 040, 568				
負債・純資産合計		2, 452, 376				

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

				(単位:十円)
	第40			_
	(自 至	2024年 1月 1日 2024年 6月30日)		
		Вол (од об д)		
				0 170 007
委託者報酬				2, 172, 367
運用受託報酬				197, 741
その他営業収益				117, 007
営業収益合計				2, 487, 116
営業費用及び一般管理費			*1	2, 415, 886
営業利益				71, 230
営業外収益				
受取利息				3, 203
営業外収益合計				3, 203
営業外費用				
支払利息				50
為替差損				22, 867
営業外費用合計				22, 917
経常利益				51, 516
税引前中間純利益				51, 516
法人税、住民税及び事業税				1, 220
法人税等調整額				28, 153
法人税等合計				29, 373
中間純利益				22, 142
			· 	

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)

(単位:千円)

		株 主 資 本 評価・換算差額等									
	資本剰余金		剰余金	利 益 剰 余 金					その他	評価・ 対	
	資本金	資本準	資本剰余	利益準	その他利益剰余金		利益剰余	株主資	有価証	換算差	純資産 合計
	吳不並	備金	金合計	備金	任意積 立金	繰越利益 剰余金	和益剰余 金合計	本合計	券評価 差額金	額等合 計	
当期首残高	1,000,000	58, 876	58, 876	265, 112	230, 000	△ 535, 563	△ 40, 451	1, 018, 425	-	-	1, 018, 425
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	ı	1	-	22, 142	22, 142	22, 142	-	-	22, 142
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	_	-	-	22, 142	22, 142	22, 142	-	-	22, 142
当中間期末残高	1,000,000	58, 876	58, 876	265, 112	230, 000	△ 513, 421	△ 18, 308	1, 040, 568	-	-	1, 040, 568

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評 価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な 耐用年数は、建物附属設備5~15年、工具器具備品は5~15年であ ります。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備につ いては、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内に おける利用可能期間(5年)で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につい ては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に よっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員及び役員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給 見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計 期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。

退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自 己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用し ております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計 期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。

通貨への換算基準

4. 外貨建資産及び負債の本邦 外貨建資産及び負債は、主として中間会計期間末日の直物為替相 場による円換算額を付しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その 他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ その他営業収益

運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。

④ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第40期 中間会計期間末 2024年6月30日現在

*1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 59,363 千円

工具器具備品 23,738 千円

リース資産 2,284 千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

*2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

*1. 減価償却実施額

有形固定資産

4,874 千円

無形固定資産

40 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	42,000 株	-	_	42,000 株

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません

3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません

4. 配当に関する事項 該当事項はありません

(リース取引関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ①リース資産の内容
- ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。
- ②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。 (金融商品関係)

第40期 中間会計期間末 (2024年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式(中間貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した

時価

レベル2の時価 : レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて

算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(有価証券関係)

第40期 中間会計期間末 2024年6月30日現在					
子会社株式	(単位:千円)				
区分	中間貸借対照表計上額				
子会社株式	164, 013				
上記については、市場価格のない株式等に該当しております。					

(収益認識関係)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬2,172,367 千円運用受託報酬160,289 千円その他営業収益117,007 千円成功報酬(注)37,451 千円合計2,487,116 千円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見 込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2, 172, 367	197, 741	117, 007

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位:千円)

日本		米国	欧州	アジア	合計
	2, 313, 060	89, 850	78, 663	5, 542	2, 487, 116

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

第40期 中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1株当たり純資産額

24,775円 43銭

1株当たり中間純利益

527円 20銭

(注)

1. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純利益

22,142 千円

普通株式に係る中間純利益

22,142 千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

普通株式の期中平均株式数

42,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させ るおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4) に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

パインブリッジ・ グローバル・テクノロジー・インフラ・ ファンド (3ヵ月決算型)

投資信託約款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所に上場されている(これに準ずるものを含みます。)テクノロジー・インフラに関連する不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)および株式を主要投資対象とし、中長期的に投資信託財産の成長を目指します。
- ②マザーファンドの運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (CenterSquare Investment Management LLC) に運用に関する権限の一部を委託します。
- ③実質組入れの外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株 予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを あらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号 の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合 は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は、投資信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

原則として、年4回(3、6、9、12月の各15日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。) を含みます。) および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。
- ②分配金額は、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。原則として、基準価額が一定水準以上となる場合には、その超過額を分配することを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことや分配金額を変更することがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド (3ヵ月決算型) 投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱U F J 信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条第 1 項および第 2 項、および第 28 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合 に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金85,048,809円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2048年12月30日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当 し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、 第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については85,048,809口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。) に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を

の他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関(以下「指定販売会社」といいます。)が独自に定める申込単位(お申込みは1口以上とします。)をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ この投資信託契約締結日以降において、第1項の場合の取得申込日が、ニューヨーク証券取引所休業日 またはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の手数料の額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(この投資信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。)に3.5%の率を乗じて得た額を上限として、指定販売会社が独自に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受

託者に対抗することができません。

(投資対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - ニ. 金銭債権(イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UF J 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図

することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属する とみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図 をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。 以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に 属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の 指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価 総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券ま たは投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることが無いものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条、第27条および第31条から第33条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる 取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。 なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、 投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条 の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の 指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条、第 27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすること ができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができま す。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を 行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第20条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー

ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価 総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権 証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うこと の指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とす

る金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限 月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項に掲げる金融 商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘ ッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(投資信託約款上の組入可能 額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取 る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払 金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に 投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額 を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が 取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全 オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第23条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価 総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債 の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

- 第27条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかる為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額にかかる為替の買予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額にかかる為替の売予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務 の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により、投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものおよび外国の法令に準拠して設立された法人でこれらに類するものをいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドにかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 16 日から 6 月 15 日、6 月 16 日から 9 月 15 日、9 月 16 日から 12 月 15 日、12 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとすることを原則とします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から2020年3月16日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に 提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第38条 投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、 投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的 に計算された範囲内で変更することができます。
 - ④ 第2項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ⑤ 第 1 項に掲げる投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の 処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額を以下「諸経費」といいます。 (信託報酬等の額および支弁の方法)
- 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の 純資産総額に年10,000分の158の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と 受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第40条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる利子・配当等収益の 額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時 価総額の割合を乗じて得た額とします。
 - ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第44条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権 の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第44条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、 振替受益権をもって行うものとします。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、解約請求日が、ニューヨーク証券取引所休業日またはニューヨークの銀行 休業日と同じ日付の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。 なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益 者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる 受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ⑤ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者 はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資 信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して 投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判 所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任し た場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によっ て行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 (投資信託約款の変更等)
- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該 併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の 投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議 のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運

用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2020年1月10日

委託者 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社